



坂町くらし応援

クーポン券



坂町マスコットキャラクター 坂 うめじろう

500円券 × 10枚綴り **ひとり当たり** 5,000円分のクーポン券を発行します！

使用期限 令和5年 **3月31日** **金**まで



**小規模店舗用
クーポン券**
500円券 × 6枚
参加店舗の小規模店舗で
使用できるクーポンが
6枚(3,000円分)



**全店舗用
クーポン券**
500円券 × 4枚
参加店舗の全店舗で
使用できるクーポンが
4枚(2,000円分)



坂町から届くクーポン券は参加店舗（裏面記載）にて使用いただけます。

クーポン券の使用について

- 本券は使用期限を過ぎると無効になります。
- 本券は現金との引き換えはできません。
- 使用の際、差額の返金（お釣りの支払い）はできません。
- 商品券など、クーポン券として利用できない商品やサービスがあります。
- クーポン券の第三者への転売・譲渡はできません。
- 本券の盗難・紛失・滅失などに関する再発行はできません。また、坂町は一切その責任を負いません。

※使用できる店舗の最新情報は坂町のホームページでご確認いただけます。

以下の商品・サービス等には使用いただけません。

- (1) 出資や債務（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金等）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製ハガキ、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入れ商品等
- (5) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に係るもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 現金との換金、金融機関への預け入れ、クーポン券の交換または売買等
- (9) その他、クーポン券事業の目的に沿わないと認められるもの

お問い合わせ

坂町総務部 企画財政課 TEL.082-820-1507
〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

